

練馬区社会福祉協議会マップ

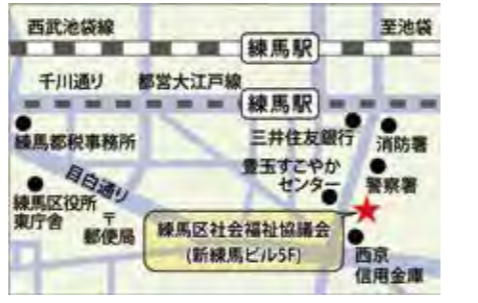
～お気軽にご相談ください～



総務係 ボランティア・地域福祉推進センター 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」 練馬障害福祉人材育成・研修センター 練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」

問い合わせ (代表) ☎176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階 TEL:03-3992-5600

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 ※□は同住所です。
 ☎176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階
<http://www.neri-shakyo.com/> E-mail: info@neri-shakyo.com



- 経営管理課**
- ☐総務係 TEL.03-3992-5600 FAX.03-3994-1224
福祉資金担当 TEL.03-3991-5560 FAX.03-3994-1224
 - 白百合福祉作業所 ☎177-0041 練馬区石神井町5-13-10
TEL.03-3995-7796 FAX.03-3997-3866
 - かたくり福祉作業所 ☎178-0062 練馬区大泉町3-27-10
TEL.03-5387-4610 FAX.03-5387-4612
 - ジョブサポートかたくり ☎178-0062 練馬区大泉町3-27-10
TEL.03-5935-6698 FAX.03-5387-4612
 - かたくり福祉作業所出張所 ☎178-0062 練馬区大泉町1-34-12

- 障害者就労・生活支援課**
- 豊玉障害者地域生活支援センター「きらら」(水祝 休み)
☎176-0012 練馬区豊玉北5-15-9豊玉すこやかセンター6階
TEL.03-3557-9222 FAX.03-3557-2090
 - 石神井障害者地域生活支援センター「ういんぐ」(火祝 休み)
☎177-0041 練馬区石神井町7-3-28石神井保健相談所1階
TEL.03-3997-2181 FAX.03-3997-2182
 - ☐練馬障害福祉人材育成・研修センター
TEL.03-3993-9985 FAX.03-3994-1224
 - ☐練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」
TEL.03-3948-6501 FAX.03-3994-1224

- 地域福祉課**
- ☐ボランティア・地域福祉推進センター
TEL.03-3994-0208 FAX.03-3994-1224
 - 光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー (土日祝 休み)
☎179-0072 練馬区光が丘2-9-6光が丘区民センター6階
TEL&FAX.03-5997-7721
 - 大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー (日月祝 休み)
☎178-0063 練馬区東大泉2-8-7
TEL.03-3992-2422 FAX.03-3922-2412
 - 関町ボランティア・地域福祉推進コーナー (水日祝 休み)
☎177-0051 練馬区関町北1-7-14 関町リサイクルセンター1階
TEL.03-3929-1467 FAX.03-3929-1497
 - ☐権利擁護センター「ほっとサポートねりま」
TEL.03-5912-4022 FAX.03-3994-1224
 - 生活サポートセンター
☎176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 西庁舎3階
TEL.03-3993-9963 FAX.03-3993-1180

練馬区社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



ひとりの不幸も見逃さない ～つながりのある地域をつくる～



社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会



みんなが主役！わたしたちがつくるまち

～つながりのある地域をめざして～

地域福祉活動計画は？

私たち一人ひとりがどのように地域づくりを進めていくかを確認しあうための計画です。

誰もが住みなれた地域で安心して生活することができるようにするためには、地域のつながりが大切です。それぞれの立場や役割の中でできることを行うことで、それぞれの生き方を支えあい地域のつながりがつくられます。

地域のさまざまな人たちが参加し、

地域福祉活動計画をつくりました。

つながりのある地域づくりをどのように進めていくかを地域のことをよく知っている人たちと話し合いを重ねました。



第5次地域福祉活動計画では、地域住民である「キーパーソン」「ネリーズ」と社協の職員が担う「地域福祉コーディネーター」が協働して地域づくりを進めます。

第5次計画では、**キーパーソン**が、ネリーズや地域福祉コーディネーターと連携して地域の課題を解決するための仕組みづくりを進めます。

地域福祉コーディネーター

キーパーソンは、どんな人？

地域住民の中には、身近な人の変化に気を配り、何とかしたいと考え、解決につなげようとする人たちがいますよね。そんな方達を私たちは**キーパーソン**と呼んでいます。このような人の力を地域の力へつなげる方法があるといいですね。

地域福祉コーディネーター

第5次計画も**ネリーズ**の取り組みを続けます。ネリーズの気持ち“ネリーズマインド”を広げ、地域の解決力を一緒に高めましょう！

地域福祉コーディネーター

ネリーズは、どんな人？

ネリーズとは…
日々の暮らしの中で、近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守りあい、暮らしやすい地域づくりを目指す地域のみなさんのことです。

第4次計画から始まった**ネリーズ**の取り組みが、地域に広がり、地域住民の気づきの共有が進んでいると思います。この取り組みは、永く続けていけると良いですね。

地域福祉コーディネーター

ネリーズ

様々な分野の関係機関や団体、地域住民をつなげ、地域課題の共有や解決に取り組む、**地域福祉コーディネーター**の存在は欠かせませんね。

キーパーソン

地域福祉コーディネーターは、どんな人？

地域住民のみなさんが、活躍できるようにお手伝いする「地域のつなぎ役」である社協の職員です。第5次計画では、一人ひとりの生活範囲に応じたエリアを柔軟に捉えアプローチを進めます。

地域福祉コーディネーター

キーパーソン・ネリーズ地域福祉コーディネーターの協働にはどんな活動があるのか、次のページで活動例をみてみよう！

★「社会福祉協議会(社協)」は、地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に位置づけられています。誰もが住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」を目指して、様々な活動を行っています。

わたしのまちの『キーパーソン』『ネリーズ』『地域福祉コーディネーター』

第5次地域福祉活動計画のポイントである「キーパーソン」「ネリーズ」「地域福祉コーディネーター」の協働が、どのように行われているか、その一例をご紹介します。一緒に、誰もが安心して暮らせる地域を目指しましょう！

地域にいるからこそ見守ることができる キーパーソン

ひきこもりがちだった太郎さんが支援者にボランティアコーナーを紹介してもらいました。地域福祉コーディネーターは太郎さんに雪かきのボランティアを、地域のキーパーソンに見守りをお願いしました。そっと見守るキーパーソンのもとでみんなホッコリ(^-^)



地域を元気にする ネリーズの発信力!

脳梗塞を経験した花子さん。何か役に立つことはないかと地域の“どんぐりの家サロン”に参加して、集まる人たちに元気を発信しています。そんな花子さんに気付いたキーパーソンが地域福祉コーディネーターにつなぎ、活躍の場が広がっています。

脳梗塞を経験した花子さんの場合



キーパーソンの気づきを応援する 地域福祉コーディネーター

弱視の練馬さんの困りごとに気づいたキーパーソンが、地域福祉コーディネーターに相談し、地域のイベントで練馬さんと地域の人たち(ネリーズ)をつなぎました。地域の声掛けが増えたことで、練馬さんの困りごとは少しずつ減り、安心した生活を送ることができています。

弱視の練馬さんの場合



第5次地域福祉活動計画の体系図

理念

ひとりの不幸も見逃さない
～つながりのある地域をつくる～

視点

一人ひとりの気づき、
お互いの育ちあいを大切にする

柱1
つながり支えあう地域をいっしょに

柱2
それぞれの生き方を支えあう



※1 地域の個別の課題に気づき、何とかしたいと考え、解決につなげようとする地域のみなさん
 ※2 日々の暮らしの中で、近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守りあい、誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指している地域のみなさん
 ※3 住民や団体、関係機関と情報交換や連携し、住民の支えあいを広げ、住民のみなさんが活躍できるようにお手伝いをする「地域のつなぎ役」である社協の職員

みんなが主役、あなたも主役。地域づくりを一緒に

商店街の中にある花壇の手入れやゴミ拾いをしています。まちがきれいになり、お散歩コースや近所の人が集まる場所になりました。

毎朝、歩道の落ち葉掃きをしています。少しずつあいさつしてくれる人が増え、私も元気をもらっています。

子どもたちが家に帰るとき暗いので、夕方早めに玄関灯を点灯したら、近所の人たちにも広がっていきました。

あなたにもできる地域活動がきっとあるはず！さあ、ぼくと一緒に地域に出かけよう！

ネリーズ募集中!

練馬区社会福祉協議会 ネリーズ



練馬区地域福祉計画と連携しています



「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条に基づいて、住民のみなさんとともに、民間の社会福祉事業者、関係団体に呼び掛けて策定しています。
 地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づいて区市町村が策定しています。練馬区では、第2次みどりの風吹くまちビジョンの個別計画になっています。
 この地域福祉計画と地域福祉活動計画は両輪となって連携して、地域福祉を推進し、福祉のまちづくりに取り組みます。